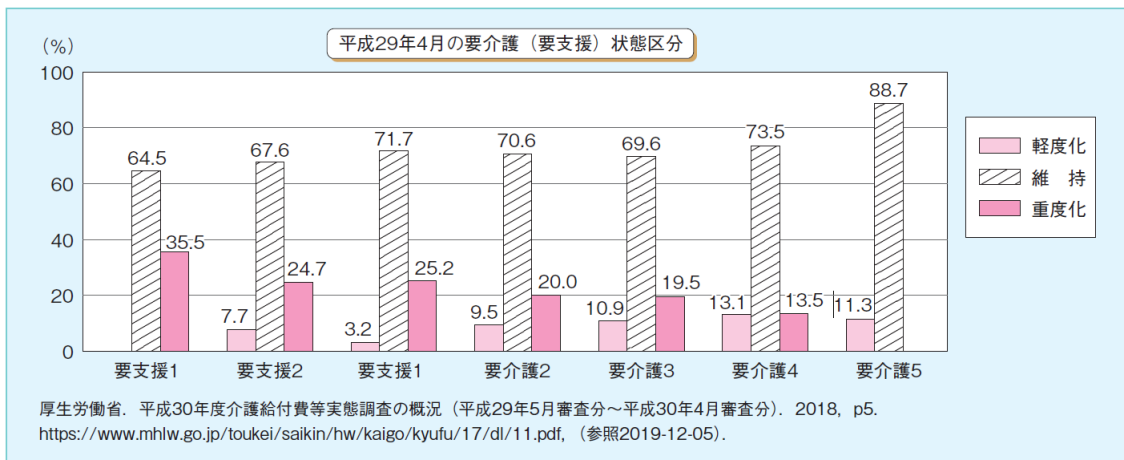


以下の箇所に誤りがありました。謹んで訂正し、お詫びいたします。

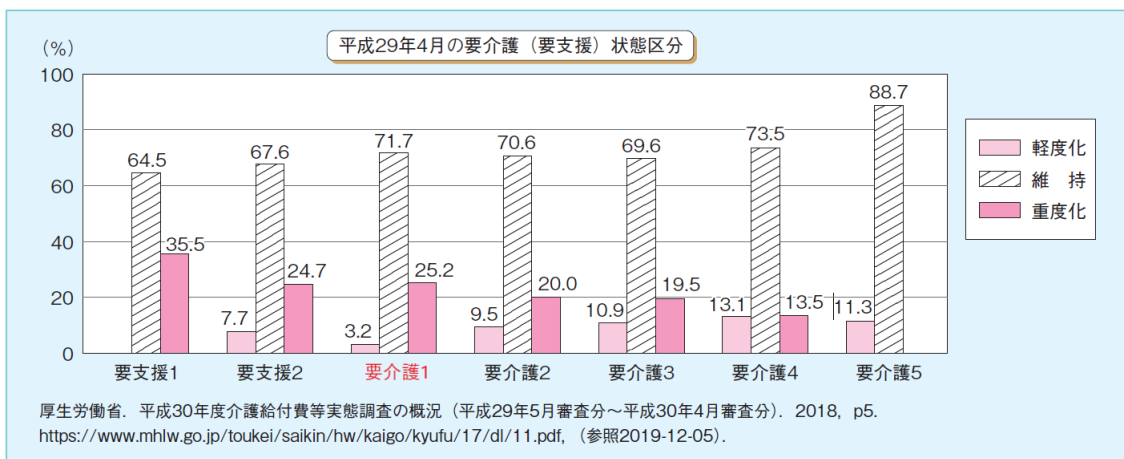
p. 133 4章「地域療養を支える制度」 4節「介護保険制度」

図 4.4-9 要介護（要支援）状態区別にみた年間継続受給者数の変化別割合

【誤】



【正】



以下の箇所に誤りがありました。謹んで訂正し、お詫びいたします。

4章4節 p.126 表4.4-5●介護保険制度における居宅サービス
「サービスの種類／関係する職種」の「訪問入浴介護」の欄

【誤】

サービスの種類／ 関係する職種
訪問介護 (ホームヘルプサービス)
介護福祉士 訪問介護員(ホームヘルパー)
訪問入浴介護 介護福祉士 訪問介護員(ホームヘルパー)

【正】

サービスの種類／ 関係する職種
訪問介護 (ホームヘルプサービス)
介護福祉士 訪問介護員(ホームヘルパー)
訪問入浴介護 <u>看護師など</u> 介護福祉士 訪問介護員(ホームヘルパー)

介護保険制度改正の実施（2017〈平成29〉年以降）に伴い、以下の情報を更新・修正いたします。

7章 p.210

事例 8行目

【更新前】

介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）：週1回

【更新後】

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス：週1回

以下の箇所に誤りがありました。謹んで訂正し、お詫びいたします。

7章 p.210

事例 6行目

【誤】

ランク J2/準寝たきり

【正】

ランク J2/生活自立

7章 p.218

Aさんの情報 2～3行目

【誤】

ランク J2/準寝たきり

【正】

ランク J2/生活自立

以下の箇所に誤りがありました。謹んで訂正し、お詫びいたします。

7章 p.210

事例 6行目

【誤】

ランク J2/準寝たきり

【正】

ランク J2/生活自立

7章 p.218

Aさんの情報 2～3行目

【誤】

ランク A/準寝たきり

【正】

ランク J2/生活自立

ナーシング・グラフィカ 在宅看護論①「地域療養を支えるケア」正誤表

第5版第2～4刷

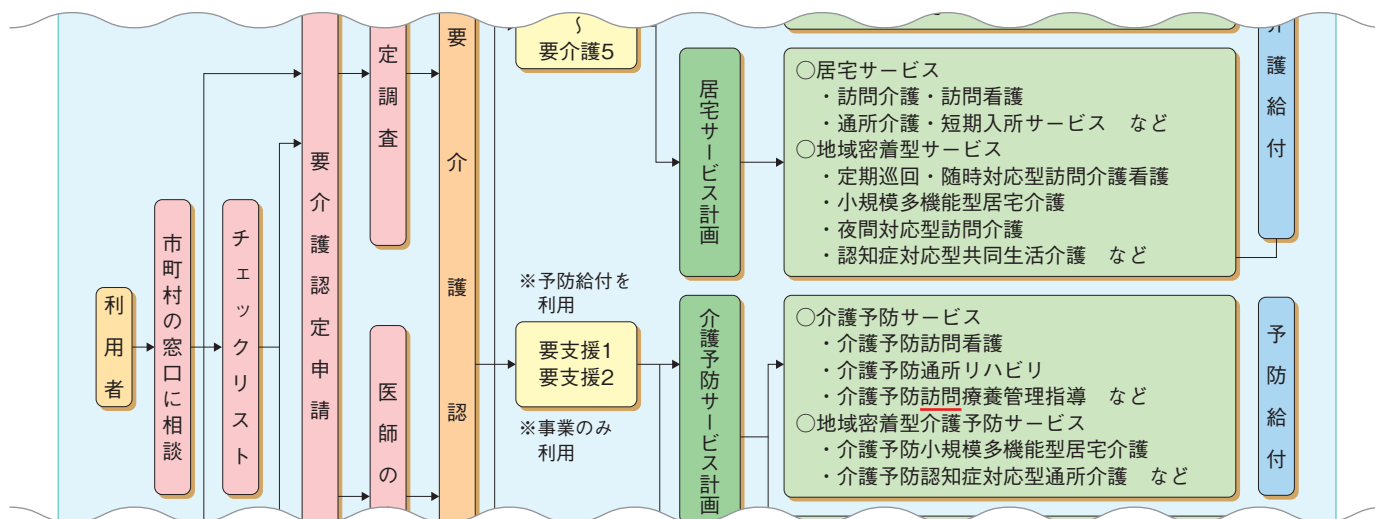
第6版第1刷

以下の箇所に誤りがありました。謹んで訂正し、お詫びいたします。

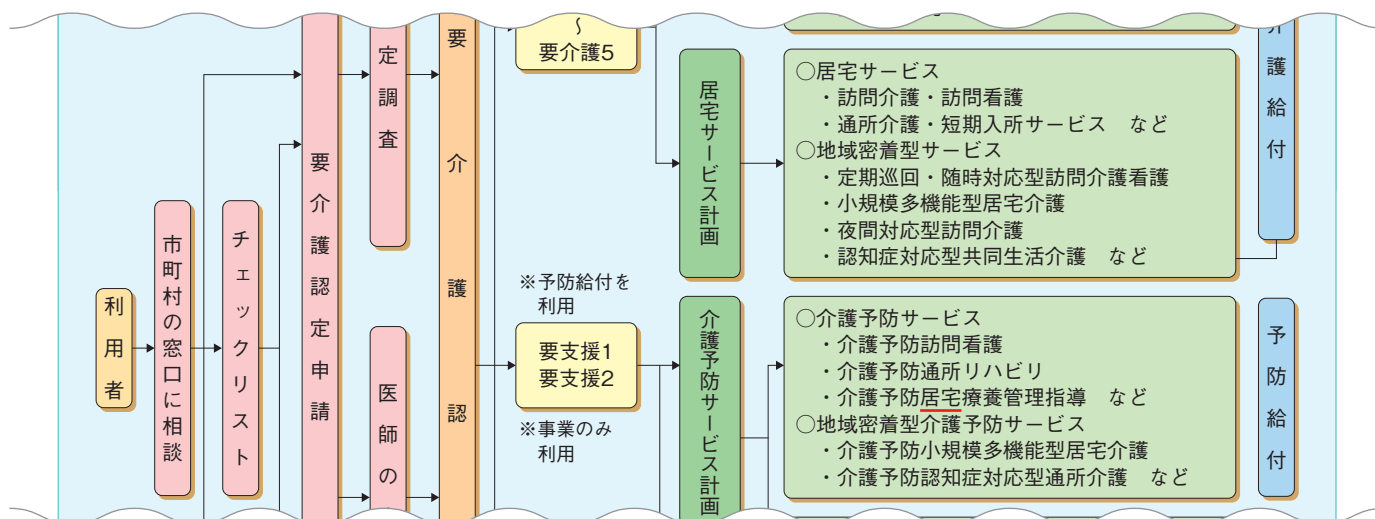
第5版第2～4刷 p. 152 図5-5 ●介護保険制度における要介護認定と介護サービス計画の作成

第6版第1刷 p. 122 図4. 4-2 ●介護保険制度における要介護認定と介護サービス計画の作成

【誤】



【正】



以下の箇所に誤りがありました。謹んで訂正し、お詫びいたします。

4章 p.135

表 4.5-1 ●生活保護における扶助の種類と概要

【誤】

扶助の種類		概要
現金 給付	生活扶助	日常生活に必要な食費・被服費・光熱費等を支給する。
	住宅扶助	定められた範囲でアパート等の家賃の実費を支給する。
	介護扶助	介護保険に準じたサービスを受けることができる。本人負担はなし。
	出産扶助	定められた範囲で出産費用の実費を支給する。
	生業扶助	就労に必要な技能の習得等にかかる費用を、定められた範囲で支給する。
	葬祭扶助	定められた範囲で葬祭に関する費用を支給する。
現物 給付	教育扶助	義務教育を受けるために必要な学用品を定められた範囲内で支給する。
	医療扶助	指定の医療機関で医療サービスを受けることができる。本人負担はなし。

【正】

扶助の種類		概要
現金 給付	生活扶助	日常生活に必要な食費・被服費・光熱費等を支給する。
	住宅扶助	定められた範囲でアパート等の家賃の実費を支給する。
	教育扶助	義務教育を受けるために必要な学用品等の費用を定められた範囲内で支給する。
	出産扶助	定められた範囲で出産費用の実費を支給する。
	生業扶助	就労に必要な技能の習得等にかかる費用を、定められた範囲で支給する。
	葬祭扶助	定められた範囲で葬祭に関する費用を支給する。
現物 給付	介護扶助	介護保険に準じたサービスを受けることができる。本人負担はなし。
	医療扶助	指定の医療機関で医療サービスを受けることができる。本人負担はなし。

以下の箇所に誤りがございました。謹んで訂正し、お詫びいたします。

2章 p.42

表 2.1-1 ●主な法制度からみた訪問看護の対象者

■介護保険法／訪問回数

【誤】

支援限度額内でケアプランに基づく回数

【正】

支給限度額（区分支給限度基準額）内でケアプランに基づく回数

以下の箇所に誤りがありました。謹んで訂正し、お詫びいたします。

4章 p.146

●障害者虐待防止法● 2行目

【誤】

2015（平成23）年に制定，2016（平成24）年度より施行されている。

【正】

2011（平成23）年に制定，2012（平成24）年度より施行されている。

4章 p.153

(3) 児童扶養手当

【誤】

母子世帯，父が重度の障害者（身体障害者手帳1・2級程度）で，かつ18歳未満の子どもを扶養している人に支給される。所得制限があり，子どもが施設に入所している場合は支給対象外となる。自治体によっては父子世帯も対象として，独自に「児童育成手当（育成手当）」として支給しているところもある。

【正】

母子世帯，父子世帯等で，かつ18歳未満の子どもを監護している父母等養育者に支給される。所得制限があり，子どもが施設に入所している場合は支給対象外となる。自治体によっては，独自に「児童育成手当（育成手当）」として支給しているところもある。